

◎新潟県告示第313号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のとおり指定した。

平成27年3月17日

新潟県上越地域振興局長

- 1 指定道路の種類  
第42条第1項第5号の規定による指定に係る道路
- 2 指定の年月日  
平成27年3月2日
- 3 指定道路の位置等

位 置	幅員(メートル)	延長(メートル)
糸魚川市東寺町3丁目90番2の内、 100番1の内、104番2の内	5.68	39.50